

平成25年3月8日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

公安委員会規則

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（1・警務課）…………… 1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月8日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の警務部の項中「警務課」を「警務課
留置管理課」に改める。

第4条警務課の項第19号を削り、第20号を第19号とし、同項の次に次のように加える。

留置管理課

- (1) 留置施設及び被留置者の管理に関すること。
- (2) 留置管理に関する調査及び指導教養に関すること。
- (3) 集中護送に関すること。

第16条第1項の表中

警務部	監察官	命を受け、監察に関する事務を掌理する。
	留置管理官	命を受け、留置に関する事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

を

警務部	監察官	る
-----	-----	---

命を受け、監察に関する事務を掌理する。

に、

主任専門技術員	命を受け、高度かつ専門的な技術及び調査をつかさどる。
---------	----------------------------

を

主任専門官	命を受け、課の事務のうち、高度かつ専門技術、知識及び技能する事務を処理する
-------	---------------------------------------

務の的なを要する。

に、

専門官	命を受け、係の事務のうち、専門的な知識及び技能を要する事務を処理する。
専門技術員	命を受け、専門的な技術及び調査に関する事務をつかさどる。

を

専門官	命を受け、係の事務のうち、専門的な技術、知識及び技能を要する事務を処理する。
-----	--

に改め

る。

第17条第1項の表主任専門官の項中「専門的な」の次に「技術、」を加え、同表専門官の項中「専門的な知識、技能」を「専門的な技術、知識及び技能」に改める。

附 則

この規則は、平成25年3月11日から施行する。